



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 5 5 8 号 令和 5 年 3 月 1 4 日 発行

## 目 次

は県例規集登載

### 【 条 例 】

番 号	表 題	担当課名
2	徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動 対策推進条例の一部を改正する条例	グリーン社会推進課
3	徳島県職員定数条例の一部を改正する条例	人事課
4	徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応 するための退職手当基金条例	職員厚生課
5	知事の退職手当の特例に関する条例	同
6	徳島県税条例の一部を改正する条例	税務課
7	児童福祉法施行条例の一部を改正する条例	次世代育成・ 青少年課
8	就学前の子どもに関する教育，保育等の総 合的な提供の推進に関する法律施行条例の 一部を改正する条例	同
9	徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改 正する条例	保健福祉政策課
1 0	徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改 正する条例	同
1 1	徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改 正する条例	医療政策課
1 2	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に 支援するための法律施行条例の一部を改正 する条例	障がい福祉課

【 条例 】

番 号	表 題	担当課名
1 3	徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	畜産振興課
1 4	徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例	県土整備政策課
1 5	徳島県都市公園条例の一部を改正する条例	都市計画課
1 6	徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例	監察局監察評価課 県庁ふれあい室
1 7	徳島県公文書等の管理に関する条例	監察司法制文書課
1 8	徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例	教育委員会
1 9	徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例	同
2 0	徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例	公安委員会
2 1	徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例	同
2 2	徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	同

【公布された条例等のあらまし】

● 徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部を改正する条例（条例第二号）

- 一 エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、二については、公布の日、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日又は同法の施行の日から施行することとした。

● 徳島県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第三号）

- 一 病院局の職員の定数を千八十人から千二百四十人に改めることとした。
- 二 その他所要の整理を行うこととした。
- 三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● 徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例（条例第四号）

- 一 職員の定年の段階的な引上げの期間において職員に支給すべき退職手当に充てられたため、徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 二 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。
- 三 基金は、退職手当の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。
- 四 基金の管理、運用益金の処理等について、所要の規定を設けることとした。
- 五 この条例は、令和五年四月一日から施行し、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。

● 知事の退職手当の特例に関する条例（条例第五号）

- 一 令和元年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しないこととした。
- 二 この条例は、公布の日から施行することとした。

徳島県税条例の一部を改正する条例（条例第六号）

- 一 自動車税種別割について、次の特例措置を講ずることとした。
  - 1 令和五年度から令和七年度までに新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるものについて、当該登録の翌年度に税率のおおむね百分の七十五を軽減すること。
    - (一) 電気自動車
    - (二) 一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車
    - (三) プラグインハイブリッド自動車
    - (四) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの
  - (五) 一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち

、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

(六) 一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が九十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

2 令和五年度及び令和六年度に新車新規登録された自動車のうち、次に掲げるもの（1の適用を受ける自動車を除く。）について、当該登録の翌年度に税率のおおむね百分の五十を軽減すること。

(一) 一定の排出ガス性能を備えたガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が七十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

(二) 一定の排出ガス性能を備えたLPG自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が七十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

(三) 一定の排出ガス性能を備えたディーゼル自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、令和十二年度燃費基準に対する達成の程度が七十パーセント以上であり、かつ、令和二年度燃費基準を達成しているもの

3 令和五年度から令和七年度までに新車新規登録から十一年（ガソリン自動車及びLPG自動車については、十三年）を経過した自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを燃料とするハイブリッド自動車並びに一般乗合用バス及び被けん引自動車を除く。）について、その翌年度以後に税率のおおむね百分の十五（バス及びトラックについては、おおむね百分の十）を重課すること。

二 その他所要の整備を行うこととした。

三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

#### ● 児童福祉法施行条例の一部を改正する条例（条例第七号）

一 児童福祉法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

#### ● 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例（条例第八号）

一 地方裁量型認定こども園の認定の要件に次に掲げる事項を追加することとした。

1 通園、園外学習等のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に子どもの所在を確認すること。

2 通園を目的として運行する自動車に車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて降車時に子どもを所在を確認すること。

二 幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園における職員配置の要件の特例を設けることとした。

三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

四 一の2について、所要の経過措置を講ずることとした。

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例（条例第九号）

- 一 子ども・子育て支援法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十号）

- 一 介護支援専門員実務研修受講試験の実施に係る手数料の額を改めることとした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例**（条例第十一号）

- 一 医師修学資金の貸与の要件に係る大学の範囲を拡大することとした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例**（条例第十二号）

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**（条例第十三号）

- 一 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間、徳島県腕山放牧場を利用させないこととした。
- 二 利用を制限する期間における徳島県腕山放牧場の管理は、知事が行うこととした。
- 三 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第十四号）

- 一 建築基準法の規定に基づく次に掲げる事務に係る手数料を定めることとした。
  - 1 建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査
  - 2 建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査
  - 3 建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査
- 二 一団の土地の区域を建築物の一の敷地とみなすこと等による制限の緩和等の対象に大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物が追加されたことに伴う所要の整備を行うこととした。
- 三 その他所要の整理を行うこととした。
- 四 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県都市公園条例の一部を改正する条例**（条例第十五号）

- 一 徳島県鳴門総合運動公園に設ける運動施設の建築面積の総計の同公園の敷地面積に対する割合は、百分の十二を限度として百分の二を超えることができることとした。
- 二 徳島県鳴門総合運動公園の陸上競技場用照明施設の使用料を照度による区分ごとの額に改めることとした。
- 三 一については公布の日から、二については令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例**（条例第十六号）

- 一 設置  
行政不服審査法に基づく機関として、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を設置することとした。

## 二 所掌事務

審査会は、徳島県情報公開条例、個人情報保護に関する法律及び徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の規定による諮問等に応じ調査審議等を行うこととした。

## 三 組織等

- 1 審査会は、委員十二人以内で組織し、委員の任期は、二年とすることとした。
- 2 審査会に、会長を置くこととし、委員の互選によつて定めることとした。
- 3 その他審査会の会議に関し必要な事項を定めることとした。
- 4 審査会に、特別の事項を調査審議させるため、臨時委員を置くことができることとした。
- 5 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができることとした。
- 6 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならないこととした。
- 7 審査会の調査手続等について必要な事項を定めることとした。

## 四 雑則

- 1 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

- 2 三の6の義務に違反した者に対する罰則を定めることとした。

## 五 施行期日等

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。ただし、2及び3の一部については、公布の日から施行することとした。
- 2 審査会の設置等に伴う所要の経過措置を設けることとした。
- 3 次に掲げる条例について、所要の整理を行うこととした。

(一) 徳島県情報公開条例

(二) 住民基本台帳法施行条例

(三) 徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例

## ● 徳島県公文書等の管理に関する条例（条例第十七号）

## 一 総則

- 1 この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もつて県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにするを目的とすることとした。

- 2 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによることとした。

## 二 公文書の管理

- 1 実施機関の職員は、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができ

るよう、原則として文書を作成しなければならないこととした。

## 2 公文書の整理等

### (一) 整理

- (1) 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならないこととした。
- (2) 実施機関は、公文書を公文書ファイルにまとめるとともに、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付し、保存期間及び保存期間の満了する日を設定し、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、徳島県立文書館（以下「文書館」という。）への移管又は廃棄の措置をとるべきことを定めなければならないこととした。

(二) 実施機関は、公文書ファイル等について、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ適切に保存しなければならないこととした。

(三) 実施機関は、公文書ファイル管理簿を作成し、一般の閲覧に供するとともに、これを公表しなければならないこととした。

### (四) 移管又は廃棄

- (1) 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、文書館に移管し、又は廃棄しなければならないこととした。
- (2) 実施機関は、公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならないこととし、知事は、当該公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認めるときは、文書館に移管するよう求めることができることとした。
- (五) 実施機関は、公文書の管理の状況を毎年度、知事に報告しなければならないこととした。
- (六) 実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システムの利用に努めなければならないこととした。
- (七) 実施機関は、公文書管理規程を設けるとともに、これを公表しなければならないこととした。

## 三 特定歴史公文書等の保存、利用等

1 知事は、特定歴史公文書等を文書館においてその内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ適切に保存するとともに、特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならないこととした。

2 特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い

- (一) 知事は、特定歴史公文書等について利用請求があった場合は、個人情報に記載されている場合等を除き、利用させなければならないこととした。
- (二) 知事は、特定歴史公文書等の利用を制限する場合に該当するか否かについて判断するに当たっては、時の経過を考慮するとともに、実施機関の意見を参酌しなければならないこととした。

3 特定歴史公文書等の利用請求及びこれに対する決定並びに利用の方法等について

所要の規定を設けることとした。

- 4 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、知事は、徳島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならないこととし、当該審査請求については、審理員による審理手続を経ないこととした。
- 5 知事は、特定歴史公文書等について積極的に一般の利用に供するよう努めるとともに、その保存及び利用の状況について公表しなければならないこととした。

#### 四 雑則

刑事訴訟に関する書類等の取扱い、出資法人及び指定管理者の文書管理並びに実施機関の職員に対する研修について所要の規定を設けることとした。

#### 五 施行期日等

- 1 この条例は、一部を除き、令和六年四月一日から施行し、二については、同日以後に作成し、又は取得した文書について適用することとした。
  - 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に文書館において保存する歴史公文書等（公文書であるものを除く。）及び同日以前に作成し、又は取得した公文書であつて、その保存期間が満了し、実施機関が定めるところにより、歴史的文化的価値を有するものとして施行日以後に文書館に引き渡したものについては、特定歴史公文書等とみなすこととした。
  - 3 その他所要の経過措置を講ずることとした。
  - 4 次に掲げる条例について、所要の整備を行うこととした。
    - (一) 徳島県文化の森総合公園文化施設条例
    - (二) 徳島県情報公開条例
    - (三) 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例
- 徳島県立学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第十八号）**
- 一 県立学校の職員の定数を二千五百五十一人に、県費負担教職員の定数を四千七百四十五人に改めることとした。
  - 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

#### ● 徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第十九号）

- 一 徳島県立城ノ内高等学校を廃止することとした。
- 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

#### ● 徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十号）

- 一 警務部の所掌事務にサイバー事案に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するための警察の活動に関することを加えることとした。
  - 二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。
- 徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例（条例第二十一号）**
- 一 本県警察官の定員を次のとおり改めることとした。

区分	改正前	改正後
警 視	七五人	七六人

警部	一五二人	一五四人
警部補	四二九人	四三六人
巡査部長	四四三人	四五一人
巡査	四五六人	四六三人
計	一、五五五人	一、五八〇人

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

● **徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例**（条例第二十二号）

一 特定自動運行の許可及び特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料を定めることとした。

二 この条例は、令和五年四月一日から施行することとした。

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第二号

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例の一部を改正する条例

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例（平成二十八年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改める。

第三十一条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める。

第三十二条第六項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「第十八条」を「第二十条」に改める。

## 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三十一条の改正規定（「第二条第二号」を「第二条第一項第二号」に改める部分に限る。） 公布の日
- 二 第三十一条の改正規定（前号に掲げる部分を除く。）及び第三十二条第六項の改正規定（次号に掲げる部分を除く。） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
- 三 第三十二条第六項の改正規定（「第十八条」を「第二十条」に改める部分に限る。） 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日

徳島県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

### 徳島県条例第三号

徳島県職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県職員定数条例（昭和二十四年徳島県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表病院局の職員の項中「一、〇八〇人」を「一、二四〇人」に改める。

附則第三項を削る。

### 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第四号

徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金条例

(設置)

**第一条** 職員の定年の段階的な引上げの期間において職員に支給すべき退職手当（職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第三号）の規定による退職手当をいう。以下同じ。）に充てるため、徳島県職員の定年の段階的な引上げに対応するための退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

**第二条** 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

**第四条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

**第五条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

**第六条** 基金は、退職手当の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

**附則**

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、令和十五年三月三十一日限り、その効力を失う。

知事の退職手当の特例に関する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

#### 徳島県条例第五号

知事の退職手当の特例に関する条例

知事等の退職手当に関する条例（昭和五十六年徳島県条例第二十二号）第二条の規定にかかわらず、令和元年五月十八日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

徳島県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第六号

徳島県税条例の一部を改正する条例

徳島県税条例（昭和二十五年徳島県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条の三十第八項を削り、同条第九項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に、「附則第十一条の四第四項」を「附則第十一条の四第二項」に、「同項」を「同条第二項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「附則第十一条の四第七項」を「附則第十一条の四第五項」に、「附則第十一条の四第六項」を「附則第十一条の四第四項」に、「同項」を「同条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第十一項を第十項とする。

附則第二十項第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「附則第十二条の二の十第三項」を「附則第十二条の二の十第二項」に、「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則中第二十一項から第二十三項までを削る。

附則第二十四項中「（家用の乗用車及び家用のキャンピング車を除く。）」及び「、当該自動車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第二十一項」を「次」に改め、同項第二号中「平成三十年天然ガス車基準」を「法附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの」に、「又は」を「又は同号に規定する」に、「に適合し」を「（以下「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し」に、「法附則第十二条の三第五項第二号」を「同号」に改め、同項第四号中「平成三十年ガソリン軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第四号に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（以下「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年ガソリン軽中量車基準」を「同号に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（以下「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第四号」を「同号」に、「かつ」を「かつ同号に規定する」に、「以上の」を「（以下「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上の」に改め、

同項第五号中「平成三十年石油ガス軽中量車基準」を「法附則第十二条の三第二項第五号に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（以下「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「平成十七年石油ガス軽中量車基準」を「同号に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（以下「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）」に、「法附則第十二条の三第五項第五号」を「同号」に改め、同項第六号中「うち、」を「うち、法附則第十二条の三第二項第六号に規定する」に、「又は」を「（以下「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同号に規定する」に、「に適合する」を「（以下「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合する」に、「法附則第十二条の三第五項第六号」を「同号」に改め、同項に次の表を加える。

第一項第一号イ	
七千五百円	二千円
八千五百円	二千五百円
九千五百円	二千五百円
一万三千八百円	三千五百円
一万五千七百元	四千元
一万七千九百元	四千五百円
二万五百円	五千五百円
二万三千六百元	六千元
二万七千二百円	七千元
四万七百元	一万五百円
二万五千元	六千五百円
三万五百円	八千元
三万六千元	九千元
四万三千五百円	一万千円
五万円	一万二千五百円
五万七千円	一万四千五百円
六万五千五百円	一万六千五百円
七万五千五百円	一万九千円
八万七千円	二万二千円

第一項第一号ロ

第一項第二号イ	十一万円	二万七千五百円
六千五百円	六千五百円	二千元
九千円	九千円	二千五百円
一万二千元	一万二千元	三千元
一万五千元	一万五千元	四千元
一万八千五百円	一万八千五百円	五千元
二万二千元	二万二千元	五千五百円
二万五千五百円	二万五千五百円	六千五百円
二万九千五百円	二万九千五百円	七千五百円
四千七百元	四千七百元	千二百円
八千円	八千円	二千元
一万千五百円	一万千五百円	三千元
一万六千元	一万六千元	四千元
二万五百円	二万五百円	五千五百円
二万五千五百円	二万五千五百円	六千五百円
三万円	三万円	七千五百円
三万五千元	三万五千元	九千元
四万五百円	四万五百円	一万五百円
六千三百円	六千三百円	千六百元
七千五百円	七千五百円	二千元
一万五千五百円	一万五千五百円	四千元
一万二千元	一万二千元	三千元
二万六百元	二万六百元	五千五百円
一万二千元	一万二千元	三千元

第一項第五号イ(1)	第一項第四号	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円	三万二千円	二万六千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円				
		第一項第三号イ(2)		二万円	五千円	四千五百円	四千元	八千五百円	一万六千円	一万四千五百円	一万三千円	一万一千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千円				
						九千円	六千五百円	六千円	四千五百円	二千円	二千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円	一千五百円

		<p>第一項第五号イ(3)</p> <p>一万二千円</p> <p>一万五千円</p> <p>一万八千五百円</p> <p>二万二千元</p> <p>二万五千五百円</p> <p>二万九千五百円</p> <p>四千七百元</p> <p>三千五百円</p> <p>七千五百円</p> <p>六千五百円</p> <p>五千五百円</p> <p>五千円</p> <p>四千元</p> <p>三千円</p>
		<p>第一項第五号ロ(1)</p> <p>二万円</p> <p>二万四千四百円</p> <p>二万八千八百円</p> <p>三万四千八百円</p> <p>四万円</p> <p>四万五千六百円</p> <p>五万二千四百円</p> <p>六万四百円</p> <p>六万九千六百円</p> <p>八万八千元</p> <p>八千元</p> <p>一万五千五百円</p> <p>一万六千元</p> <p>二万五百円</p> <p>二万五千五百円</p> <p>三万円</p> <p>五千円</p> <p>六千五百円</p> <p>七千五百円</p> <p>九千元</p> <p>一万円</p> <p>一万五千五百円</p> <p>一万三千五百円</p> <p>一万五千五百円</p> <p>一万七千五百円</p> <p>二万二千元</p> <p>二千元</p> <p>三千円</p> <p>四千元</p> <p>五千五百円</p> <p>六千五百円</p> <p>七千五百円</p>
		<p>第一項第五号ロ(2)</p> <p>八千元</p> <p>一万五千五百円</p> <p>一万六千元</p> <p>二万五百円</p> <p>二万五千五百円</p> <p>三万円</p> <p>七千五百円</p>

第一項第五号ハ	三万五千元	九千元
	四万五百円	
	六千三百円	
	二万八千三百円	
	四千五百円	
第二項第一号	六千円	千五百円
	三千七百円	
	四千七百円	
	六千三百円	
	三千七百円	
第二項第二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	
	五千二百円	
	六千三百円	
	八千円	
第四項第一号	七千五百円	二千円
	二万五千元	
	六千五百円	
	八千円	
	六千五百円	
第四項第二号	八千円	二千円
	一万二百円	
	一万三千二百円	
第四項第三号	二万円	五千円
	二万円	
第四項第四号	二万円	五千円

附則中第二十四項を第二十一項とする。

附則第二十五項中「第五十三条の四第一項」を「第五十三条の四第一項第一号イ及び第四号イ」に改め、「、当該営業用の乗用車が令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和四年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「令和五年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「附則第二十二項」を「次」に、「同条」を「同項」に改め、同項第一号中「附則第十二条の三第六項第一号」を「附則第十二条の三第三項第一号」に改め、同項第二号中「附則第十二条の三第六項第二号」を「附則第十

二条の三第三項第二号」に改め、同項第三号中「附則第十二条の三第六項第三号」を「附則第十二条の三第三項第三号」に改め、同項に次の表を加える。

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百元	八千円
	一万七千九百元	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百元	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七百元	二万五百円
第四号イ	四千五百円	二千五百円

附則中第二十五項を第二十二項とする。

附則第二十六項中「地方税法（）」を「法（）」に、「平成二十八年改正前の地方税法」を「平成二十八年改正前の法」に改め、同項を附則第二十三項とする。

附則中第二十七項を第二十四項とし、第二十八項から第三十二項までを三項ずつ繰り上げ、第三十三項の前の見出しを削り、同項を第三十項とし、同項の前の見出しとして「(個人の均等割の税率の特例)」を付し、第三十四項を第三十一項とし、第三十五項から第三十七項までを三項ずつ繰り上げ、第三十八項の前の見出しを削り、同項を第三十五項とし、同項の前の見出しとして「(旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る法人の県民税の特例)」を付し、第三十九項を第三十六項とし、第四十項から第四十二項までを三項ずつ繰り上げる。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。  
(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 改正後の第二十条の三十の規定は、この条例の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対し

て課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税の種別割に関する経過措置)

3 改正後の徳島県税条例の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事  
飯泉嘉門

#### 徳島県条例第七号

児童福祉法施行条例の一部を改正する条例

児童福祉法施行条例（平成十二年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条から第六条までの規定及び第十一条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

#### 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例（平成十八年徳島県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、附則第七項」を「から第八項まで」に改める。

附則第三項中「附則第六項」を「附則第七項」に改める。

附則第七項を附則第八項とする。

附則第六項の表前項の項名を「附則第五項」に改め、同表に次のように加える。

前項	看護師等
別表第一の第二の三の1の(二)及び別表第二の1の5の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	看護師等

附則第六項を附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 別表第一の第二の三の1の(二)及び別表第二の1の5の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、一人に限って、当該認定子ども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満一歳未満の子どもの数が四人未満である認定子ども園にあっては、子育てに関する知識及び経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定子ども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表第一の第二の三に次のように加える。

### 3 管理運営等

- (一) 通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (二) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他の利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて(一)の規定による所在の確認（子どもの降車の際に限る。）を行うこと。

### 附則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の第二の三の3の(二)の規定の適用については、令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、同(二)中「行うこと」とあるのは、「行うこと。ただし、当該自動車に当該装置を備えることが困難な事情がある場合にあつては、当該装置の設置及び使用に代わる措置を講じて当該所在の確認を行うこと」とする。

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第九号

徳島県社会福祉審議会設置条例の一部を改正する条例

徳島県社会福祉審議会設置条例（平成十二年徳島県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第七十七条第四項」を「第七十二条第四項」に改める。

第六条第一項中「第七十七条第四項各号」を「第七十二条第四項各号」に改める。

### 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

## 徳島県条例第十号

徳島県保健福祉関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県保健福祉関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一の十五の二の項中「一万百円」を「九千七百円」に改める。

### 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十一号

徳島県医師修学資金等貸与条例の一部を改正する条例

徳島県医師修学資金等貸与条例（平成十八年徳島県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「同じ。」の下に「又は規則で定める県外の大学（以下「県外大学」という。）」（以下これを「対象大学」という。）を加える。

第三条第一項中「もの」の下に「（県外大学に在学している者にあつては、第三号に掲げるものに限る。）」を加え、同条第三項中「大学」を「対象大学」に改める。

第六条第一項第一号中「第二条第一号に規定する大学」を「対象大学」に改め、「公的医療機関等」の下に「（県外大学を卒業した者にあつては、規則で定める県外の医療機関を含む。）」を加える。

第七条第一項第二号中「第二条第一号に規定する大学」を「対象大学」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の徳島県医師修学資金等貸与条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第二条第一号に規定する対象大学に入学する者について適用する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県条例第十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年徳島県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。  
第二条から第八条までの規定中「厚生労働省令」を「主務省令」に改める。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

### 徳島県条例第十三号

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

徳島県腕山放牧場の設置及び管理に関する条例（昭和三十九年徳島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第二項に見出しとして「（徳島県畜産関係使用料手数料条例の一部改正）」を付し、附則に次の二項を加える。

（利用の制限）

- 3 第二条の規定にかかわらず、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間は、放牧場を利用させない。  
（利用を制限する期間における管理）
- 4 第三条の規定にかかわらず、前項に規定する期間においては、放牧場の管理は、知事が行う。

### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第十四号

徳島県県土整備関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県県土整備関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十五の項の次に次のように加える。

五十五の二 建築基準法第五十二条第六項第三号の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の認定の申請に対する審査	二万七千円
--	-------

別表第一の五十六の項の次に次のように加える。

五十六の二 建築基準法第五十三条第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	三万三千元
---	-------

別表第一の五十九の項の次に次のように加える。

五十九の二 建築基準法第五十五条第三項の規定に基づく建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	十六万円
--	------

別表第一の六十の項中「第五十五条第三項各号」を「第五十五条第四項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同表の七十の項中「の建築物」の下に「の敷地」を加え、同表の七十五の項中「既存建築物及び当該建築物を前提として建築される建築物」を「建築物の敷地」に、「既

存建築物を」を「その位置及び構造が前提とされる現に存する建築物を」に改め、同表の七十五の二の項中「の建築物」の下に「の敷地等」を加え、同表の七十五の三の項中「既存建築物及び当該建築物を前提として建築される建築物」を「建築物の敷地等」に、「既存建築物を」を「その位置及び構造が前提とされる現に存する建築物を」に改め、同表の七十六の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等に係る建築物の位置及び構造」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十六の二の項中「一敷地内認定建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等に係る建築物の各部分の高さ又は容積率に関する特例」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十六の三の項中「一敷地内許可建築物以外の建築物の建築」を「新築又は増築等」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築又は増築等に係る建築物に限る」に改め、同表の七十七の項中「一又は二以上の建築物等の」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第十五号

徳島県都市公園条例の一部を改正する条例

徳島県都市公園条例（昭和三十三年徳島県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第二項に次のただし書を加える。

ただし、令第五条第四項の運動施設を徳島県鳴門総合運動公園に設ける場合に関する当該条例で定める範囲は、当該運動施設に限り、徳島県鳴門総合運動公園の敷地面積の百分の十二を限度として法第四条第一項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

別表第三のその二の表陸上競技場用照明施設の項を次のように改める。

陸上競技場用照明施設				
照度特	照度一	照度二	照度三	照度四
一時間	一時間	一時間	一時間	一時間
一五、五七〇円	一〇、三八〇円	五、一八〇円	三、一一〇円	二、二〇〇円

別表第三備考第七項中「の二」を「及び陸上競技場用照明施設の二」に改める。

附則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の三第二項にただし書を加える改正規定 公布の日

二 前号に掲げる規定以外の規定 令和五年四月一日

徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

## 徳島県条例第十六号

徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例

### 目次

第一章 設置等（第一条）

第二章 所掌事務及び組織（第二条―第九条）

第三章 調査審議の手続（第十条―第十五条）

第四章 雑則（第十六条・第十七条）

附則

### 第一章 設置等

**第一条** 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第八十一条第一項の規定に基づく機関として、徳島県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 次条第一項各号に掲げる諮問については、審査会に対して行うものとし、徳島県行政不服審査会設置条例（平成二十七年徳島県条例第六十三号）の規定は、適用しない。

### 第二章 所掌事務及び組織 （所掌事務）

**第二条** 審査会は、次に掲げる諮問に応じ審査請求について調査審議する。

一 徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号）第二十三条第一項の規定による諮問

二 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「個人情報保護法」という。）第百五条第三項において読み替えて準用する同条第一項の規定による諮問

三 徳島県議会の保有する個人情報の保護に関する条例（令和四年徳島県条例第五十六号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第四十六条第一項の規定による諮問

2 審査会は、前項に定めるもののほか、県の機関及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）からの諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十七条第一項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項について調査審議する。

3 審査会は、前二項に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年徳島県条例第五十五号。以下「法施行条例」という。）第九条又は議会個人情報保護条例第五十一条の規定により諮問された事項について調査審議する。

4 審査会は、前三項に定めるもののほか、情報公開制度及び個人情報保護制度に関する重要事項について意見を述べることができる。

#### （組織）

**第三条** 審査会は、委員十二人以内で組織する。

#### （委員）

**第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 知事は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

#### （会長）

**第五条** 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

#### （会議）

**第六条** 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(臨時委員)

- 第七条** 審査会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 2 臨時委員は、当該特別の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。
  - 3 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、委員とみなして前条の規定を適用する。
  - 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
  - 5 第四条第四項の規定は、臨時委員について準用する。

(部会)

- 第八条** 審査会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
  - 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員（臨時委員を含む。）の互選によりこれを定める。
  - 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
  - 5 第五条第三項及び第六条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該部会に属する委員（臨時委員を含む。）」と、「審査会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。
  - 6 審査会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審査会の議決とすることができる。

(秘密保持義務)

**第九条** 委員及び臨時委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

**第三章** 調査審議の手続

(定義)

- 第十条** この章において「諮問庁」とは、第二条第一項各号に掲げる諮問を行ったものをいう。
- 2 この章において「公文書」とは、徳島県情報公開条例第十三条第一項に規定する公開決定等に係る同条例第二条第二項に規定する公文書をいう。
  - 3 この章において「保有個人情報」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 個人情報保護法第七十八条第一項第四号、第九十四条第一項又は第百二条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報保護法第六十条第一項に規定する保有個人情報

二 議会個人情報保護条例第二十六条第一項、第三十六条第一項又は第四十三条第一項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る議会個人情報保護条例第二条第四項に規定する保有個人情報

(審査会の調査権限)

**第十一条** 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の公開又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理をした資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(委員等による調査手続)

**第十二条** 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員及び臨時委員に、前条第一項の規定により提示された公文書又は保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

**第十三条** 審査会は、第十一条第三項の規定による資料の提出又は行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十四条(個人情報保護法第六百六条第二項において読み替えて適用される場合を含む)若しくは行政不服審査法第八十一条第三項において準用する同法第七十六条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、当該資料又は主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料又は主張書面の写しを提出した審査請求人等(審査請求人、参加人(同法第十三条第四項に規定する参加人をいう。以下同じ。))又は諮問庁をいう。以下同じ。)以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料又は主張書面を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(調査審議手続の非公開)

**第十四条** 第二条第一項各号に掲げる諮問に応じて審査会が行う調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

**第十五条** 審査会は、第二条第一項各号に掲げる諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公

表するものとする。

#### 第四章 雑則

##### (委任)

**第十六条** この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

##### (罰則)

**第十七条** 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三項及び第十二項の規定は、公布の日から施行する。

(旧情報公開審査会及び旧個人情報保護審査会の廃止並びに審査会の設置に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において附則第八項の規定による改正前の徳島県情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第二十三条第一項に規定する徳島県情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)又は法施行条例附則第二項の規定による廃止前の徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号。以下「旧個人情報保護条例」という。)第五十条第一項に規定する徳島県個人情報保護審査会(以下「旧個人情報保護審査会」という。)の委員である者は、施行日に、審査会の委員として任命されたものとみなす。

3 第四条第一項の規定による委員の任命の手續その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

4 附則第二項の規定により任命されたものとみなされる委員、前項の規定により任命される委員及び施行日から令和六年七月三十一日までの間に任命される委員の任期は、第四条第二項の規定にかかわらず、同日までとする。

5 この条例の施行の際現に旧情報公開条例の規定により旧情報公開審査会に対してされている諮問その他の行為は、審査会に対してなされたものとみなす。

6 この条例の施行の際現に旧個人情報保護条例の規定により旧個人情報保護審査会に対してされている諮問その他の行為は、審査会に対してなされたものとみなし、この条例の規定を適用する。

7 法施行条例附則第四項及び第五項の規定によりなお従前の例によることとされる旧個人情報保護条例第四十二条第一項に規定する諮問は、審査会に対して行うものとする。この場合において、当該諮問については、個人情報保護法第五十条第三項において準用する同条第一項の規定による諮問とみなし、この条例の規定を適用する。

##### (徳島県情報公開条例の一部改正)

8 徳島県情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「審査請求等」の下に「(第二十一条―第二十四条)」を加え、「第一節 諮問等(第二十条の二―第二十二条)」及び「第二節 徳島県情報公開審査会(第二十三条―第二十八条)」を削り、「第二十九条―第三十一条の二」を「第二十五条―第二十八条」に、「第三十二条―第三十七条」を「第二十九条―第三十三条」に改める。

第三章中第一節の節名及び第二節を削り、第二十二條を第二十四條とする。

第二十一条第一項中「徳島県情報公開審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和五年徳島県条例第十六号)第一条第一項に規定する徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改め、同条を第二十三条とし、第二十条の三を第二十二條とし、第三章中第二十条の二を第二十一条とする。

第四章中第二十九条を第二十五条とし、第三十条を第二十六条とし、第三十一条を第二十七条とし、第三十一条の二を第二十八条とする。

第五章中第三十二条を第二十九条とし、第三十三条から第三十六条までを三条ずつ繰り上げ、第三十七条を削る。

(徳島県情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

9 旧情報公開条例第二十三条第七項に規定する義務については、前項の規定の施行後も、なお従前の例による。

10 附則第八項の規定の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法施行条例の一部改正)

11 住民基本台帳法施行条例(平成十四年徳島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「徳島県個人情報保護条例(平成十四年徳島県条例第四十三号)第五十条第一項」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和五年徳島県条例第十六号)第一条第一項」に、「徳島県個人情報保護審査会」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

(議会個人情報保護条例の一部改正)

12 議会個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「行政不服審査法第八十一条第一項の機関」を「徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和五年徳島県条例第十六号)第一条第一項に規定する徳島県情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

徳島県公文書等の管理に関する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

## 徳島県条例第十七号

徳島県公文書等の管理に関する条例

### 目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 公文書の管理

第一節 文書の作成（第四条）

第二節 公文書の整理等（第五条―第十一条）

第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第十二条―第二十九条）

第四章 雑則（第三十条―第三十四条）

附則

### 第一章 総則

#### （目的）

**第一条** この条例は、県及び地方独立行政法人等の諸活動及び歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって県政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、県及び地方独立行政法人等の諸活動について現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

#### （定義）

**第二条** この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者並びに県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）並びに徳島県住宅供給公社及び徳島県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人及び公社にあつては、役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画、写真、マイクロフィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第二十条を除き、以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

一 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

二 特定歴史公文書等

三 図書館、博物館その他の規則で定める施設において、当該施設の設置目的に应じて管理されているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書等」とは、歴史的文化的価値を有する資料である公文書その他の文書をいう。

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

一 第八条第一項又は第三項の規定により徳島県立文書館（以下「文書館」という。）に移管されたもの

二 第三十条第三項の規定により文書館に移管されたもの

三 法人その他の団体（県、県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。第十三条第一項第三号において同じ。）又は個人から文書館に寄贈、寄託等がされたもの

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

一 公文書

二 特定歴史公文書等

（法令又は他の条例との関係）

**第三条** 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

## 第二章 公文書の管理

### 第一節 文書の作成

**第四条** 実施機関の職員は、第一条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の

実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

## 第二節 公文書の整理等

(整理)

**第五条** 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、第十一条第一項に規定する公文書管理規程（以下この条及び第七条において「公文書管理規程」という。）で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、公文書管理規程で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第一項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、公文書管理規程で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（前項の規定により延長された場合）にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

**第六条** 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。  
(公文書ファイル管理簿)

**第七条** 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、公文書管理規程で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置、保存場所その他の必要な事項（徳島県情報公開条例（平成十三年徳島県条例第一号。以下「情報公開条例」という。）第八条に規定する非公開情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、公文書管理規程で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、公文書管理規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子

情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

**第八条** 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第五条第五項の規定による定めに基づき、文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により保存期間が満了した公文書ファイル等を廃棄しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

3 知事は、前項の規定による協議に係る公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認めるときは、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等を文書館に移管するよう求めることができる。この場合においては、当該実施機関は、第一項の規定にかかわらず、当該公文書ファイル等を文書館に移管しなければならない。

4 実施機関は、第一項又は前項の規定により文書館に移管する公文書ファイル等について、第十三条第一項第一号に掲げる場合に該当するものとして文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

**第九条** 実施機関は、公文書ファイル管理簿の記載状況その他の公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告しなければならない。

2 知事は、毎年度、前項の規定による報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(電子情報システムの利用)

**第十条** 実施機関は、公文書の管理を効率的に行うため、電子情報システム(電子計算機を使用して公文書の管理に関する事務の処理を行う情報システムをいう。)の利用に努めなければならない。

(公文書管理規程)

**第十一条** 実施機関は、公文書の管理が第四条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め(以下この条において「公文書管理規程」という。)を設けなければならない。

2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 作成に関する事項
- 二 整理に関する事項
- 三 保存に関する事項
- 四 公文書ファイル管理簿に関する事項

五 移管又は廃棄に関する事項

六 管理状況の報告に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

3 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

### 第三章 特定歴史公文書等の保存、利用等

(特定歴史公文書等の保存等)

**第十二条** 知事は、特定歴史公文書等について、第二十七条の規定により廃棄されるに至る場合を除き、文書館において永久に保存しなければならない。

2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第二条第一項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）が記録されている場合には、当該個人情報の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、規則で定めるところにより、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈、寄託等をしたものの名称又は氏名、移管又は寄贈、寄託等を受けた時期、保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

**第十三条** 知事は、特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があつた場合は、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

一 当該特定歴史公文書等が第八条第一項又は第三項の規定により文書館に移管されたものであつて、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

イ 情報公開条例第八条第一号に掲げる情報

ロ 情報公開条例第八条第二号、第四号イ若しくはホ、第六号又は第七号に掲げる情報

ハ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全及び秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

二 当該特定歴史公文書等が第三十条第三項の規定により文書館に移管されたものであつて、同条第四項の規定により、利用の制限を行うことが適切である旨の意見を付されている場合

三 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人その他の団体又は個人から文書館に寄贈、寄託等がされたものであって、当該期間が経過していない場合

四 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくは汚損を生ずるおそれがある場合又は文書館において当該原本が現に使用されている場合

2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第一号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成され、又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第八条第四項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

3 知事は、第一項第一号から第三号までに掲げる場合であっても、同項第一号から八までに掲げる情報又は同項第二号の制限若しくは同項第三号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をしたもの（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

（本人情報の取扱い）

**第十四条** 知事は、前条第一項第一号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき本人に関する同号イに掲げる情報が記録されている部分についても、利用させなければならない。

（利用請求の方法）

**第十五条** 利用請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「請求書」という。）を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

二 第十二条第四項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

三 前二号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 知事は、請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、当該補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（利用請求に対する決定等）

**第十六条** 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び特定歴史公文書等の利用に関し規則で定める事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

**第十七条** 前条各項の決定（以下「利用決定等」という。）は、請求書が提出された日から起算して三十日以内になければならない。ただし、第十五条第二項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

**第十八条** 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、請求書が提出された日から起算して六十日以内にその全てについて利用決定等をするこ  
とにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分  
につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については、相当の期間内に利用決定等をすれば足りる。この場合において、知事は、同条第  
一項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

一 この条を適用する旨及びその理由

二 残りの特定歴史公文書等について利用決定等をする期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

**第十九条** 利用請求に係る特定歴史公文書等に県、国、公文書等の管理に関する法律(平成二十一年法律第六十六号)第二条第二項に規定する独立行政法人等、  
他の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び利用請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されている場合には、知事は、利用  
決定等をするに当たつて、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機  
会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第八条第一号ロ又は第二  
号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、第十六条第一項の決定（以下「利用決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る  
特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明  
しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であつて第十三条第一項第一号ハに該当するものとして第八条第四項の規定により意見を付されたものについて利用決定をする  
場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等を移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通

知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第一項又は第二項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、利用決定をするときは、利用決定の日と利用させる日との間に少なくとも二週間を置かなければならない。この場合において、知事は、利用決定後直ちに、当該意見書（第二十三条第一項第二号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

**第二十条** 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書、図画、写真及びマイクロフィルムについては閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

**第二十一条** 利用請求に係る特定歴史公文書等（前条ただし書の写しを含む。）の写しの交付を受けるものは、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

**第二十二条** 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第九条第一項本文の規定は、適用しない。

（審査請求に係る諮問）

**第二十三条** 利用決定等又は利用請求に係る不作為について審査請求があつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和五年徳島県条例第十六号）第一条第一項に規定する徳島県情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

一 審査請求が不適法であり、却下する場合

二 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 前項の規定による諮問は、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち規則で定めるものの写しを添えてしなければならない。

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

**第二十四条** 第十九条第四項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

一 利用決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

二 審査請求に係る利用決定等（利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させる旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等を利用させる旨の裁決（第三者である参加人（行政不服審査法第十三条第四項に規定する参加人をいう。）が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示している場合に限る。）

（利用の促進）

**第二十五条** 知事は、特定歴史公文書等（第十三条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

**第二十六条** 特定歴史公文書等を移管した実施機関が知事に対してそれぞれその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第十三条第一項第一号及び第二号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

**第二十七条** 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史的文化的価値を有する資料でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

（保存及び利用の状況の公表）

**第二十八条** 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

（委任）

**第二十九条** この章に定めるもののほか、特定歴史公文書等の保存、利用等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第四章 雑則

（刑事訴訟に関する書類等の取扱い）

**第三十条** 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五十三条の二第三項に規定する訴訟に関する書類（以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第二章の規定は、適用しない。

2 実施機関は、当該実施機関が管理する刑事訴訟に関する書類のうち、歴史公文書等に該当するものについて、適切な保存のために必要な措置を講ずるものとする。

3 実施機関は、前項に規定する歴史公文書等に該当する刑事訴訟に関する書類について、文書館において保存する必要があると認めるときは、知事と協議し、

当該刑事訴訟に関する書類を文書館に移管することができる。

4 実施機関は、前項の規定により文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

5 刑事訴訟法第五十三条の二第四項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。  
(出資法人の文書管理)

**第三十一条** 県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人（県が設立した地方独立行政法人及び公社を除く。）のうち規則で定める法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の文書管理)

**第三十二条** 県が設置する公の施設（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）を管理する指定管理者（同法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する当該公の施設の管理に関する文書の適正な管理を行うため必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、指定管理者に県が設置する公の施設の管理を行わせるときは、当該指定管理者との間で締結する協定において、前項に規定する指定管理者が講じなければならない措置を明らかにしなければならない。

(研修)

**第三十三条** 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(委任)

**第三十四条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。  
(経過措置)

2 第二章の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

3 施行日の前日において現に文書館において保存する歴史公文書等（公文書であるものを除く。）及び同日以前に作成し、又は取得した公文書であつて、その保存期間が満了し、実施機関が定めるところにより、歴史的文化的価値を有するものとして施行日以後に文書館に引き渡したものについては、特定歴史公

文書等とみなす。

4 実施機関は、公布日の前日において現に県が設置する公の施設の管理を行わせるために実施機関との間で協定を締結している指定管理者に対し、公布日以後速やかに、当該指定管理者が施行日から講じなければならない第三十二条第一項に規定する措置について通知しなければならない。

5 実施機関は、県が設置する公の施設の管理を行わせるために公布日から施行日の前日までの間に実施機関との間で協定を締結する指定管理者に対し、第三十二条第二項の規定の例により、当該協定において、当該指定管理者が施行日（当該管理を開始する日が施行日後である場合にあっては、当該開始する日）から講じなければならない同条第一項に規定する措置を明らかにしなければならない。

（徳島県文化の森総合公園文化施設条例の一部改正）

6 徳島県文化の森総合公園文化施設条例（平成二年徳島県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表徳島県立文書館（以下「文書館」という。）の項第一号を次のように改める。

---

一 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書等（以下「特定歴史公文書等」という。）を収集し、保存し、及び県民の利用に供すること。

---

第二条の表徳島県立文書館（以下「文書館」という。）の項第二号及び第三号中「文書館資料」を「特定歴史公文書等」に改める。

（情報公開条例の一部改正）

7 情報公開条例の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三条」を「第三十一条」に改める。

第二条第二項第三号を削り、同項第二号中「もの」の下に「（前号に掲げるものを除く。）」を加え、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号）第二条第四項に規定する特定歴史公文書等

第二十九条及び第三十条を削り、第五章中第三十一条を第二十九条とし、第三十二条を第三十条とし、第三十三条を第三十一条とする。

（情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）

8 前項の規定による改正後の情報公開条例第二条第二項の規定は、施行日以後になされた情報公開条例第六条第一項に規定する公開請求（以下「公開請求」という。）について適用し、施行日前になされた公開請求については、なお従前の例による。

（徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正）

9 徳島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を次のように改正する。

第二条第一項に次の一号を加える。

四 徳島県公文書等の管理に関する条例（令和五年徳島県条例第十七号）第二十三条第一項の規定による諮問

第二条第四項中「及び個人情報保護制度」を「、個人情報保護制度及び公文書等管理制度」に改める。

第十条に次の一項を加える。

4 この章において「特定歴史公文書等」とは、徳島県公文書等の管理に関する条例第十七条第一項に規定する利用決定等に係る同条例第二条第四項に規定する特定歴史公文書等をいう。

第十一条第一項中「公文書又は保有個人情報」を「公文書、保有個人情報又は特定歴史公文書等」に、「の開示」を「若しくは特定歴史公文書等の開示」に改め、同条第三項中「公文書」の下に「若しくは特定歴史公文書等」を加える。

第十二条中「又は保有個人情報」を「、保有個人情報又は特定歴史公文書等」に改める。

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第十八号

徳島県学校職員定数条例の一部を改正する条例

徳島県学校職員定数条例（平成二十七年徳島県条例第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表県立学校の職員の項中「二、六〇七人」を「二、五五一人」に改め、同表県費負担教職員の項中「四、七六〇人」を「四、七四五人」に改める。

## 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事  
飯泉嘉門

徳島県条例第十九号

徳島県立学校設置条例の一部を改正する条例

徳島県立学校設置条例（昭和三十九年徳島県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表のその二の表中「徳島県立城ノ内高等学校」徳島市北田宮二丁目」を削る。

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事  
飯泉嘉門

## 徳島県条例第二十号

徳島県警察本部の内部組織に関する条例の一部を改正する条例

徳島県警察本部の内部組織に関する条例（昭和二十九年徳島県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十四号を第二十五号とし、第二十三号の次に次の一号を加える。

二十四 サイバー事案（警察法第五条第四項第六号ハに規定するサイバー事案をいう。以下同じ。）に係る犯罪の捜査その他のサイバー事案に対処するため  
の警察の活動に関すること（他の部の所掌に属するものを除く。）。

## 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事  
飯泉嘉門

### 徳島県条例第二十一号

徳島県地方警察職員定員条例の一部を改正する条例

徳島県地方警察職員定員条例（昭和二十九年徳島県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

「 七五人 「 七六人

一五二人 一五四人

第三条第一項中 四二九人 四三六人

四四三人 を 四五一一人

四五六人 四六三人

一、五五五人」 一、五八〇人」

に改める。

### 附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和五年三月十四日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第二十二号

徳島県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

徳島県警察関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の五十三の六の項の次に次のように加える。

五十三の七	道路交通法第七十五条の十二第一項の規定に基づく特定自動運行の許可の申請に対する審査	七万九千二百円
-------	---	---------

五十三の八	道路交通法第七十五条の十六第一項の規定に基づく特定自動運行計画の変更の許可の申請に対する審査	七万八千五百円
-------	--	---------

附則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。